

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第九条第六項及び第二十条第六項の規定に基づき、国土交通大臣が別に定める要件を定める件（令和二年四月二十四日国土交通省告示第五百七十一号）

最終改正 令和六年三月十五日 国土交通省告示第百七十九号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第九条第六項及び第二十条第六項に規定する国土交通大臣が別に定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である住宅の損害調査を行う場合にあつては、同法第二条第二項に規定する一級建築士又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている者であること。

二 建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物である住宅（前号に掲げる住宅を除く。）の損害調査を行う場合にあつては、前号に掲げる者、同法第二条第三項に規定する二級建築士又は建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている者であること。

三 前二号に掲げる住宅以外の住宅の損害調査を行う場合にあつては、前号に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士であること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年国土交通省告示第七十九号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。